

# 日本大学における研究費等運営・管理内規

(平成27年3月24日制定)  
(平成27年4月1日施行)

## (目的)

第1条 この内規は、日本大学(以下「本大学」という)における研究費等の運営・管理に関する基本的事項を定め、その適正な運営・管理とコンプライアンス強化を図ることを目的とする。

## (研究費等)

第2条 前条の研究費等とは、学内外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等(以下「研究費等」という)とする。

## (管理責任者)

第3条 研究費等の適正な運営・管理を図り、責任体系を明確化するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者(以下「管理責任者」という)を置く。

2 本大学は、管理責任者が、その管理監督の責任を果たさなかったことにより、結果的に研究費等の不正使用を招いた場合は、厳重注意等の必要な措置を課すものとする。

3 管理責任者は、日本大学公式ホームページに掲載する方法等によりその職名を公開するものとする。

## (最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、本大学における研究費等の運営・管理について最終責任を負うとともに、本大学全体を総括する。

3 最高管理責任者は、本大学における研究費等の不正使用防止策(以下「防止策」という)の基本方針を策定する。

## (統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、副学長(研究担当)とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本大学における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づく具体的な防止策を策定するとともに、その実施状況を把握し、最高管理責任者に報告する。

## (コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、本大学の大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び附属機関(以下「学部等」という)の長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、当該学部等における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該学部等における防止策の実施状況を把握し、統括管理責任者へ報告する。

## (コンプライアンス専門部会)

第7条 防止策を推進する部署として、大学及び学部等の各研究委員会にそれぞれコンプライアンス専門部会(以下「専門部会」という)を設置する。

2 大学に設置する専門部会は、防止策の具体的な計画(以下「不正防止計画」という)を策定する

とともに、研究費等の不正使用に関する公益通報対象事実の調査等を行う。

- 3 学部等に設置する専門部会は、不正防止計画を実施するとともに、その実施状況を確認する。
- 4 専門部会の構成員は、研究委員会の委員及び委員以外の者若干名とする。ただし、大学の専門部会には、会計及び法務に関する実務家を加えるものとする。
- 5 専門部会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(コンプライアンス教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、研究者及び研究費等の運営・管理に関わる事務職員(以下「研究者等」という)に対し、研究費等の管理体制、使用方法及び不正使用防止の取組等に関するコンプライアンス教育を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講状況及び理解度を把握し、統括管理責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第9条 研究費等の適正使用に関する全学的な事務総括を本部研究推進部が行い、学部等における相談窓口は研究事務課とする。ただし、研究事務課が設置されていない学部等においては、当該事務担当課を相談窓口とする。

- 2 学部等の相談窓口には「日本大学 学部研究費等相談窓口」と表示する。

(内部監査)

第10条 研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、必要に応じて内部監査を実施する。

- 2 内部監査を実施する際は、日本大学内部監査規程を準用する。

(研究者等の責務)

第11条 研究者等は、研究費等の使用に関する諸規程及びその他関係法令を遵守し、不正防止に自ら取り組まなければならない。

- 2 研究者は、研究費等の使用及び管理に関して説明責任を有することを踏まえ、研究計画及び資金計画に基づき、適正な予算執行に努めなければならない。
- 3 研究費等の運営・管理に関わる事務職員は、研究計画に基づいた適正な予算執行であることを、それぞれの事務分掌の視点から点検しなければならない。
- 4 研究者等は、第8条に定めるコンプライアンス教育を受講し、第1項の遵守義務を誓約する旨の所定の誓約書を、学部等の長に提出しなければならない。

(要項等)

第12条 この内規に関するその他の必要事項は、要項等で別に定めることができる。

## 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。